

沼津市専用水道取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する専用水道に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

第2条 法第32条の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る設計が、法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計適合通知書(第2号様式)により、適合しないと認めるときは専用水道布設工事設計不適合通知書(第3号様式)により、適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事設計確認不能通知書(第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 法第33条第3項の規定による変更の届出は、専用水道確認申請書記載事項変更届出書(第5号様式)により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始の届出は、専用水道給水開始前届出書(第6号様式)により行うものとする。また、当該届出には同項後段の規定により法第20条の規定による水質検査を行った旨の成績書及び施設検査を行った旨の報告書の添付を求めるものとする。

(専用水道の水道技術管理者設置報告等)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、専用水道技術管理者設置届出書(第7号様式)により、その旨を市長に届出なければならない。また、当該水道技術管理者を変更したときは、専用水道技術管理者変更届出書(第8号様式)により、その旨を市長に届出なければならない。

(専用水道の水質検査結果の報告)

第5条 専用水道の設置者が法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、その検査成績書の写しの提出を求めるものとする。

(専用水道の給水の緊急停止)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により、専用水道の給水を緊急停止したときは、直ちに専用水道給水緊急停止報告書(第9号様式)により、その旨を市長に報告しなければならない。

(業務の委託の届出)

第7条

法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出

は、専用水道業務委託届出書（第 10 号様式）によるものとする。

2 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項後段の規定による業務の委託契約の失効の届出は、専用水道業務委託契約失効届出書（第 11 号様式）によるものとする。

3 専用水道業務委託届出書の記載事項に変更が生じた場合の届出は、専用水道業務委託変更届出書（第 12 号様式）によるものとする。

（専用水道の廃止届）

第 8 条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届出書（第 13 号様式）により、その旨を市長に届出なければならない。

（改善の指示等）

第 9 条 法第 36 条第 1 項の規定による改善の指示は、専用水道改善指示書（第 14 号様式）により行うものとする。

2 法第 36 条第 2 項の規定による水道技術者の変更の勧告は水道技術管理者変更勧告書（第 15 号様式）により行うものとする。

（給水停止命令）

第 10 条 法第 37 条の規定により専用水道の設置者に対して給水の停止を命じるときは、専用水道給水停止命令書（第 16 号様式）によるものとする。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。